

【重利の山を守る会規約】

- 第1条 本会は、重利の山を守る会と称し事務所を亀岡市曾我部町重利山ノ下21-8に置く。
- 第2条 本会は重利の山の保全と山ノ下の住民の安全を守る事を目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
- (1) 月に一度、山に入り下草を刈り適度な伐採をする。
 - (2) 遊歩道を整備し空き地を取り、落葉樹、果樹等植樹し美しく美しい里山にする。
 - (3) 山林の保全を通じて山ノ下の住民と、会員相互の親睦と健康の促進を図る。
- 第4条 本会の会員は会の目的に賛同し、協力出来る者とする。
- 第5条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|-----------|----|
| (1) 会 長 | 1名 |
| (2) 副 会 長 | 2名 |
| (3) 会 計 | 1名 |
| (4) 会計 監査 | 1名 |
- 第6条 役員は、会員の中から互選する。
- 第7条 役員任期は、3年とする。
- 第8条 本会の総会は、次の事項について審議する。
- (1) 事行計画
 - (2) 予算及び決算
 - (3) 会則改正
 - (4) その他必要事項
- 第9条 総会は会員の、2分の1以上の出席で開会し、議事は、出席した会員の過半数をもって決する。
- 第10条 本会の必要経費は、寄付金、補助金、その他の収入によって賄う。
- 第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。
- 第12条 本会の会計報告は、毎年通常総会時に行う。
- 附 則 この会則は、平成27年9月1日から施行する。